

# 山刈谷田川

みどり  
水土里ネット

第

64

2022.6

号

## 区報の主な内容

- ◆第96回総代会開催
- ◆令和4年度予算概要
- ◆令和4年度賦課額及び徴収方法
- ◆令和4年度用水管理

地区組合員数：3,746人  
地区総面積数：4,582.2ha

### 発行所

見附市上新田町3085番地  
刈谷田川土地改良区  
電話 0258-66-2210  
編集発行人 河村 則夫  
URL <http://www.kariyada.or.jp>

写真：福島江用水路（水路トンネル改修工事）完工  
信濃川の妙見堰（長岡市妙見町）から用水を取り入れ長岡市街地を流れる福島江用水路は、長岡市から三条市栄区域までの約7,000haの水田を潤す幹線用水路です。

その最上流部にあたる隧道の鋼板補強工事が昨年度完了しました。 ※詳細は9頁参照



## ご挨拶

刈谷田川土地改良区  
理事長 河村 則夫

区報発行にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

組合員の皆様におかれましては、日頃より当土地改良区の事業運営全般に亘りご理解ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症も3年目に入りました。未だ大変深刻な状況下であります。特に、地方の感染者が増高しており、私どもは感染拡大防止のため社会活動や、個人生活において様々な制約が生じているところであります。全ての国民が3回目のワクチン接種ができ、少しでも元の生活に戻れることを願うものであります。

世界中が未だ新型コロナウイルス感染症で深刻な状況下の中、世界を震撼させる事態が発生しております。ロシアによるウクライナ侵攻であります。ロシアによる一連の行動は、ウクライナの私権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の違反であり、国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない、極めて深刻な事態を招いております。決して許されるものではありません。

穏やかな国民性の我々日本人は性善説に立って考えがちですが、一步、国外に出れば想像もつかない非情の世界が待っている。残念でなりません。平和を愛する諸国民と力を合わせ、ウクライナ国民に一日も早く平和が訪れることを願うものであります。

さて、国の令和4年度農業農村事業費であります。令和4年度当初予算が4,453億円。令和3年度補正予算が1,832億円。令和4年度執行予算は6,285億円であり、令和3年度と同額であります。また、新潟県の令和4年度執行予算は令和3年度対比で104.7%、353億円であり、厳しい経済状況を踏まえれば、ある程度納得のいく予算であると考えます。今後も安定した予算確保に向け、関係各位に働きかけをして参ります。

ロシアのウクライナ侵攻や、新型コロナウイルス感染症関連の騒動で公共事業や、国土強靱化対策推進の話題が薄くなっている感じですが、その重要性和緊急性は不変の課題であります。

こうした中、管内における農業農村整備事業でございますが、国営「刈谷田川地区」は昨年引き続き地区調査が行われます。県営ため池等整備事業「低位部2号支線排水路地区」は平成31年度に事業採択を受けて事業着手しており、令和6年度に事業完成の予定です。県営ため池等整備事業「佐印川排水路地区」は令和2年度に事業採択を受けて事業着手しており、令和5年度で事業完成の予定です。今後も計画どおりの事業内容で完了するよう、国、新潟県に要請いたします。そして、何よりも地元関係者の皆様のご協力をお願いするものであります。

また、管内の土地改良施設についても、造成後40年以上が経過し老朽化が進行しており、耐用年数も過ぎている施設が多数ございます。このような施設の長寿命化を図ることや、施設の更新事業も考えなければならぬ状況になっております。このため、地域の持続的発展を図るには、事業化へ向けた検討が避けては通れない時期に参っておりますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、組合員の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますと共に、豊かな自然の恩恵のもと豊穡の秋を迎えられますことをお祈り申し上げます。

刈谷田川土地改良区の  
ホームページから各種申請書を  
ダウンロード出来ます。

刈谷田川土地改良区

検索

<http://www.kariyada.or.jp>



LINE

- 公式アカウント -

今年度より、かんがい期における  
緊急情報をお届けします。

旧栄町地区  
@324zghgg



見附地区  
@097sbhkn



# 第96回総代会開催

第96回総代会が令和4年3月16日当土地改良区会議室において、総代定数95名中86名の出席を得て開催されました。

議長に第9選挙区の久保田一浩総代（見附市傍所町）を選任し、建設等更新積立計画の制定、建設等更新積立金管理規程の制定、一般会計及び特別会計（4会計）収入支出予算等について提案され、慎重審議の結果、全議案について原案のとおり承認及び可決され閉会いたしました。



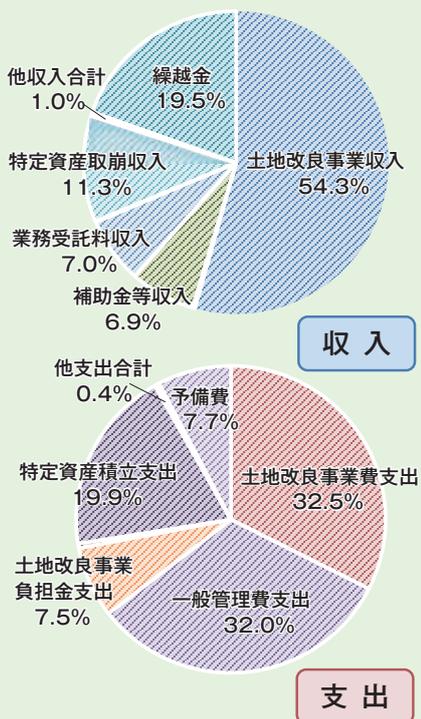
議長  
久保田一浩 総代

- 承認第1号：令和4年度水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）実施の承認について
- 承認第2号：令和4年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画）実施の承認について
- 承認第3号：刈谷田川土地改良区会計細則の一部改正について
- 議 第 1 号：令和3年度刈谷田川地区維持管理特別会計収入支出補正予算について
- 議 第 2 号：刈谷田川土地改良区委員会処務規程の一部改正について
- 議 第 3 号：刈谷田川土地改良区建設等更新積立計画の制定について
- 議 第 4 号：刈谷田川土地改良区建設等更新積立金管理規程の制定について
- 議 第 5 号：令和4年度一般会計収入支出予算について
- 議 第 6 号：令和4年度刈谷田川地区維持管理特別会計収入支出予算について
- 議 第 7 号：令和4年度刈谷田川大堰地区維持管理特別会計収入支出予算について
- 議 第 8 号：令和4年度刈谷田川左岸地区維持管理特別会計収入支出予算について
- 議 第 9 号：令和4年度尾崎川原開田地区維持管理特別会計収入支出予算について
- 議 第 10号：令和4年度各会計賦課金の賦課及び用排水システム再編積立預り金の徴収方法等について
- 議 第 11号：一時借入金について
- 議 第 12号：歳計現金預入先について
- 報告第1号：監査報告について（令和3年度中間監査）
- 報告第2号：令和4年度刈谷田川土地改良区配水計画について



(単位：千円)

## 令和4年度 刈谷田川土地改良区各会計 予算概要



科 目	一般	刈谷田川地区 維持管理	大堰地区 維持管理	左岸地区 維持管理	尾崎川原地区 維持管理
土地改良事業収入	160,100	233,540	42,506	654	1,290
附 帯 事 業 収 入	460	1,630	10	20	-
基本財産運用収入	10	-	-	-	-
特定資産運用収入	10	30	10	4	3
補助金等収入	4,680	48,920	2,140	-	-
交 付 金 収 入	-	10	-	-	-
業務受託料収入	-	56,530	-	72	-
雑 収 入	560	170	40	8	26
特定資産取崩収入	86,600	220	4,700	-	-
固定資産売却収入	50	10	-	-	-
他会計繰入金	3,300	-	-	-	-
繰 越 金	44,230	103,250	7,984	1,626	474
<b>収入合計</b>	<b>300,000</b>	<b>444,310</b>	<b>57,390</b>	<b>2,384</b>	<b>1,793</b>
土地改良事業費支出	-	218,180	39,380	2,240	1,790
一般管理費支出	258,180	-	-	-	-
土地改良事業負担金支出	-	60,400	-	-	-
固定資産取得支出	3,000	1,000	-	-	-
特定資産積立支出	36,550	106,230	13,010	4	3
雑 支 出	500	200	-	-	-
他会計繰出額	-	3,300	-	-	-
予 備 費	1,770	55,000	5,000	140	-
<b>支出合計</b>	<b>300,000</b>	<b>444,310</b>	<b>57,390</b>	<b>2,384</b>	<b>1,793</b>
収入支出差引金額	0	0	0	0	0

用水も限りある資源です。大切に使いましょう。

# 令和4年度 賦課金及び用排水システム再編積立預り金 納入について

賦課金・用排水システム再編積立預り金単価一覧表 (1,000㎡当り)

- 賦課期日  
令和4年4月1日現在
- 賦課基準  
地積割  
(右記単価一覧表のとおり)

区分	会計別	区 分	金額 (円)	徴収期 別 内 訳						
				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	
賦課金	一般会計	1等地 1010 一般区域	4,000				2,000		2,000	
		2等地 1020 五十嵐川沿岸・見附圃場左岸 尾崎川原開田・今井川原区域	3,000				1,500		1,500	
		3等地 1030 刈谷田川左岸・見附市都市排水区域 (見附圃場左岸区域を除く)	2,000				1,000		1,000	
		4等地 1040 畑(刈谷田川右岸・見附圃場左岸区域) 但し、尾崎川原開田・今井川原区域を除く	800				400		400	
		5等地 1050 刈谷田川左岸地区(池之島)	636				318		318	
		6等地 1060 刈谷田川左岸地区(坪根)	288				144		144	
賦課金	刈谷田川 地区 維持管理	1等地 3110 圃場一般区域及び 3610 圃場用水受益	4,551	2,592	1,959					
		2等地 3121 見附圃場左岸区域 3122 圃場補償用水(大面西部・見附地区) 3621 3622	3,004	2,352	652					
		3等地 3130 川通北地区及び 3630 圃場用水受益(川通北地区外)	3,990	2,519	1,471					
		4等地 3140 圃場区域外 3640	2,242		2,242					
		5等地 3151 圃場用水受益(旧押切江地区) 3651	1,681	1,681						
		5等地 3152 圃場区域外(開田)及び 3652 排水受益区域	1,681		1,681					
		6等地 3160 見附市都市排水区域 3660	1,121		1,121					
		7等地 3170 畑(刈谷田川右岸地区) 3670 但し、見附市都市排水区域を除く	840		840					
		8等地 3180 圃場用水受益(尾崎川原区域)及び 3680 圃場用水受益(今井川原区域)	2,802	2,364	438					
		9等地 3190 畑(見附圃場左岸区域) 3690	278	278						
		刈谷田川 大堰地区 維持管理	1等地 2010 直接受益地区	1,200				1,200		
			2等地 2020 間接受益地区	300				300		
			3等地 2030 川通北地区	35				35		
			4等地 2040 池之島地区	382				382		
			5等地 2050 坪根地区	173				173		
刈谷田川 左岸地区 維持管理	5410 西小川江・鶴島江地区	300					300			
	5420 大江地区	200					200			
尾崎川原 開田地区 維持管理	4310 尾崎川原開田地区	3,200					3,200			
積立 預り 金	刈谷田川 地区 維持管理 (用排水システム 再編積立 預り金)	1等地 9010 用排水受益地区	2,000					2,000		
		2等地 9020 用水単独地区	1,000					1,000		
		3等地 9030 排水単独地区	1,500					1,500		
		4等地 9040 畑(見附圃場左岸区域を除く地区)	750					750		

● 徴収一覧

期別 (納付月)	地区会計別	納期限	口座振替日
第1期 (4月)	刈谷田川地区	5月 2日	4月27日
第2期 (5月)		5月31日	5月27日
第3期 (6月)	大堰地区	6月30日	6月27日
第4期 (7月)	一般会計 半額	8月 1日	7月27日
第5期 (8月)	左岸地区 尾崎川原開田地区 刈谷田川地区(積立預り金)	8月31日	8月29日
第6期 (9月)	一般会計 半額	9月30日	9月27日

● 徴収方法

口座振替契約による徴収または  
土地改良区で直接徴収

振替日の前日までに  
口座残高の確認を  
お願いいたします。

口座振替契約取扱い店舗  
JAにいがた南蒲または  
JA越後ながおか



# こんな時には必ず届出をお願いします。



- ◆ 組合員の方が **農地の売買・交換・贈与・貸借** されたとき
- ◆ 組合員の方が **経営移譲** される時、又は **亡くなられた** とき
- ◆ 組合員の方が **住所変更** されたとき



組合員資格得喪通知書の提出



- ◆ **賦課金の振替口座を変更** される時
- ◆ **口座名義人が亡くなられた** とき



J Aの窓口で変更手続き  
(振替口座の届出印が必要)



- ◆ 農地を農地以外に **地目変更** するとき



農地転用通知書  
地区除外申請書の提出



転用に伴い、右記の**転用決済金**及び**排水負担金**若しくは**水路使用料**の納入が必要となります。  
なお、市道・県道・国道買収等の公共転用や寄附した場合も、決済金の納入が必要です。

排水負担金及び水路使用料  
(農業用施設使用規程による)

排水負担金	1㎡当り199円
雑排水放流に伴う水路使用料	排水量別の40ヶ年分

※ 但し、刈谷田川左岸地区及び見附市都市排水区域は除く

お問合せは  
総務課賦課係まで



決済金単価一覧表 (1㎡当り)

会計別	区 分		金額 (円)	右岸分	圃場分	
一般会計	1等地	1010 一般区域	160.00			
	2等地	1020 五十嵐川沿岸・見附圃場左岸尾崎川原開田・今井川原区域	120.00			
	3等地	1030 刈谷田川左岸・見附市都市排水区域(見附圃場左岸区域を除く)	80.00			
	4等地	1040 畑(刈谷田川右岸・見附圃場左岸区域)但し、尾崎川原開田・今井川原区域を除く	32.00			
	5等地	1050 刈谷田川左岸地区(池之島)	25.44			
	6等地	1060 刈谷田川左岸地区(坪根)	11.52			
刈谷田川地区維持管理	1等地	3110 圃場一般区域及び圃場用水受益	182.04	78.36	103.68	
		3121 見附圃場左岸区域	120.16	26.08	94.08	
	2等地	3122 圃場補償用水(大面西部・見附地区)	120.16	78.00	42.16	
		3622				
	3等地	3130 川通北地区及び圃場用水受益(川通北地区外)	159.60	58.84	100.76	
		3630				
	4等地	3140 圃場区域外	89.68	89.68	—	
		3640				
	5等地	3151 圃場用水受益(旧押切江地区)	67.24	—	67.24	
		3651				
		3152 圃場区域外(開田)及び排水受益区域	67.24	67.24	—	
	6等地	3160 見附市都市排水区域	44.84	44.84	—	
3660						
7等地	3170 畑(刈谷田川右岸地区)但し、見附市都市排水区域を除く	33.60	33.60	—		
	3670					
8等地	3180 圃場用水受益(尾崎川原区域)及び圃場用水受益(今井川原区域)	112.08	17.52	94.56		
	3680					
9等地	3190 畑(見附圃場左岸区域)	11.12	—	11.12		
	3690					
刈谷田川大堰地区維持管理	1等地	2010 直接受益地区	48.00			
	2等地	2020 間接受益地区	12.00			
	3等地	2030 川通北地区	1.40	—	—	
	4等地	2040 池之島地区	15.28			
	5等地	2050 坪根地区	6.92			
刈谷田川左岸地区維持管理	5410	西小川江・鶴島江地区	12.00	—	—	
	5420	大江地区	8.00			
尾崎川原開田地区維持管理	4310	尾崎川原開田地区	128.00	—	—	



新型コロナウイルス  
感染症拡大に備えた

## 刈谷田川右岸排水機場 運転管理研修



新型コロナ感染症拡大等により、刈谷田川右岸排水機場の運転業務要員が確保困難となる場合に備えた運転操作等の実地研修を2月3日、4日に管理委託者である三条地域振興局の職員と行いました。業務継続計画（策定中）に基づき振興局職員が人員を補えるよう、不測の事態に備えた体制の構築を図っています。



## 令和4年度 職員人事

昨年度より異動した職員は次のとおりです。

### 総務課

庶務係長兼企画係長  
小林 貴裕【庶務係長兼企画係長(県派遣)】  
庶務係主任  
武田 恵輔【企画係主任】

### 事業課

水利係主任(県派遣)  
坪井 大樹【水利係主任】  
水利係技師  
武石 真澄【総務課企画係主事】  
(再雇用)  
皆川 裕子【事業課参事】

職員数：27名(再雇用2名)、【 】は前所属

### 新入職員 の紹介

なかやま たくお  
中山 琢雄

事業課管理係技師補  
(右岸排水機場管理)



「1日でも早く活躍できるよう頑張ります。  
宜しくお願いします」

令和4年3月31日付で皆川 裕子さん(事業課参事)、犬田 敏男さん(再雇用)が退職されました。皆川さんは、昭和55年4月に入所以来永きに亘り土地改良区の為に尽力頂きました。なお、再雇用規程に基づき4月1日より再雇用職員として従事いたしております。犬田さんにおいては、平成30年3月31日付で定年退職後、再雇用職員として引続き5年間従事されました。大変ご苦勞様でした。



## 組合員の皆様のご協力をお願いします。

本格的なかんがい期を迎え、用排水路の水量は多くなり流れも速く危険です。子供が水路周辺で遊ばないように、お声掛けによる水難事故防止にご協力をお願い致します。

また、ゴミの不法投棄や油流出事故は水質汚濁や施設の故障の原因となり維持管理費の増大に繋がります。ゴミは絶対捨てない！捨てさせない！貯油施設の点検確認をお願い致します。

草刈り作業で刈り取った草についても水路への投棄はされないよう重ねてご協力をお願い致します。



令和4年度  
安全管理推進ポスター



不法投棄禁止啓発ポスター

# 令和4年度 配水計画

令和4年3月2日開催の理事会において今年度の配水計画が定められましたので、刈谷田川土地改良区利水調整規定第8条の規定に基づき、組合員の皆様へお知らせいたします。

## 許可水利権

(単位：m<sup>3</sup>/s)

区分	期間	管理用水	代かき期		普通期		非かんがい期
			4/20～5/10	5/11～7/15	7/16～8/25	8/26～9/5	
三扉取水工			6.518	5.499	5.926	2.488	1.571
昭和江揚水機		-	2.700	2.489	2.691	1.133	0.716
中央揚水機			-	197,128m <sup>3</sup> /日	213,127m <sup>3</sup> /日	89,733m <sup>3</sup> /日	56,707m <sup>3</sup> /日
			2.200	2.200	2.200	2.200	-
傍所右岸揚水機			4/26～5/10	5/11～7/15	7/16～8/15	8/16～9/5	
速水江樋管		-	0.257	0.186	0.226	0.128	-
山吉江樋管			0.093	0.068	0.082	0.046	
			0.065	0.045	0.057	0.032	
今井揚水機		-	4/26～5/2	5/3～9/4			-
			0.842	0.544			
押切揚水機			記載なし				
			0.25298				
銚子ヶ池揚水機		-	4/26～5/2	5/3～9/10			-
			0.612	0.409			
大久保揚水機		-	4/26～5/2	5/3～9/5			-
			0.220	0.127			
砂押揚水機		4/20～4/21	4/22～4/28	4/29～8/31			-
		0.148	0.270	0.148			

## 慣行水利権

(単位：m<sup>3</sup>/s)

区分	期間	4/1～9/15
西小川江樋管		0.8269
鶴島江樋管		0.2164
五百刈江樋管		0.0722

用水不足を引き起こす  
田んぼへの**かけ流し**  
をしていませんか？

河川からの取水量は水利権により定められており、水利権の数値を超えて取水する事は出来ません。

管内全域に用水が行き渡るように**掛け流し**はしないでください。

使用水量の縮減は、下流での**水不足の解消**、**用排水電力料金の軽減**につながりますのでご理解とご協力をお願い致します。



**水は無限ではありません！**

用水も限りある資源です。大切に使いましょう。

# 県営ため池等整備事業 低位部2号支線排水路

## 工事方法

既存の矢板護岸の内側にコンクリート二次製品の水路を入れる工事です。既存矢板はそのまま存置(残し)となります。

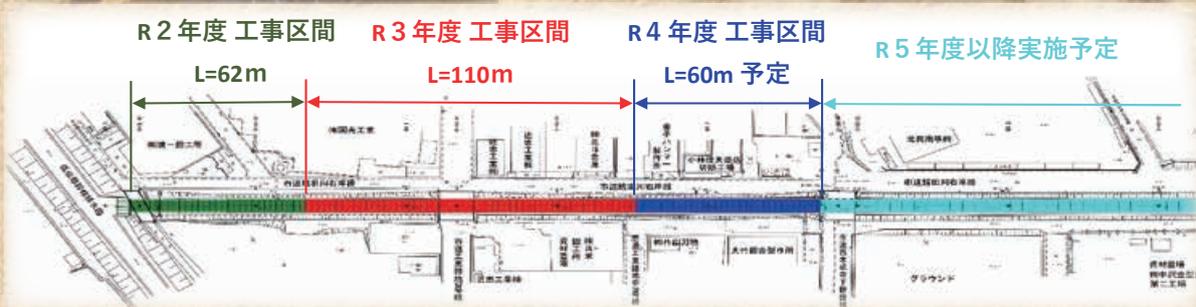


工事前



工事後(通水後)

事業費	主要工事費:1,050,000(千円)
予定工期	着手:令和元年度 完了予定:令和6年度
進捗率	15%



# 県営ため池等整備事業 佐印川排水路

## 工事方法

現在の水路の外側に新しい鋼矢板を打ち込み、古いものは撤去します。



工事前



工事前

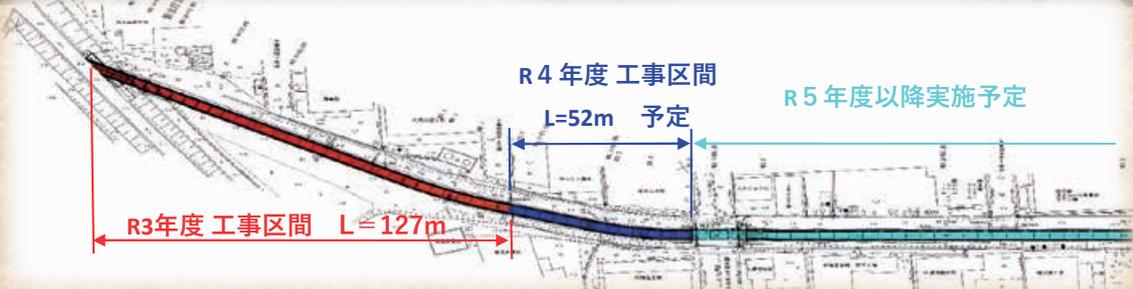


工事後



工事後

事業費	主要工事費:509,000(千円)
予定工期	着手:令和2年度 完了予定:令和5年度
進捗率	26%



# 福島江用水路(水路トンネル鋼板補強工事)が 完工しました

- 事業名 県営かんがい排水事業
- 地区名 信濃川右岸1期地区
- 関係市町村 長岡市、見附市、三条市
- 事業工期 平成20年度～令和4年度
- 総事業費 約33億円
- 受益面積 6,948.7 ha
- 主要工事 水路トンネル鋼板補強 914m

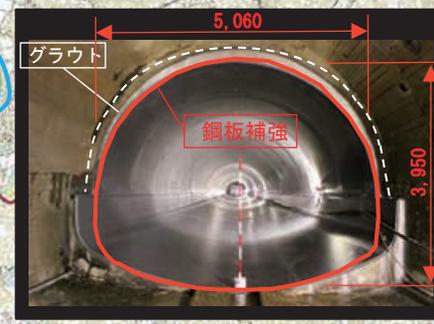
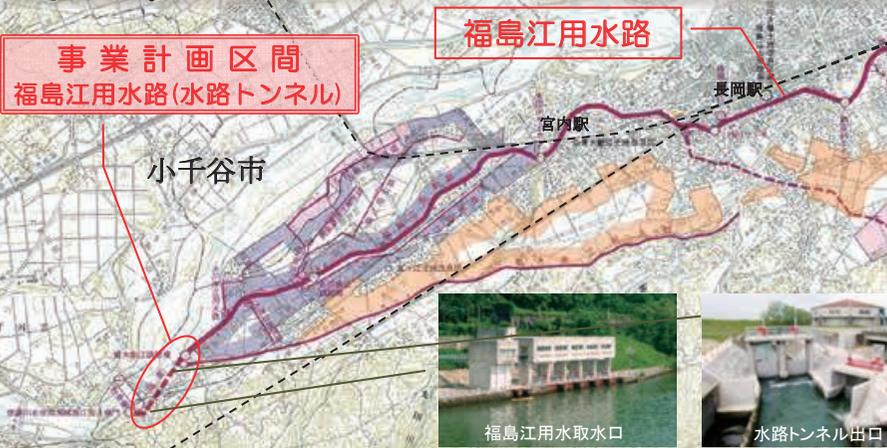
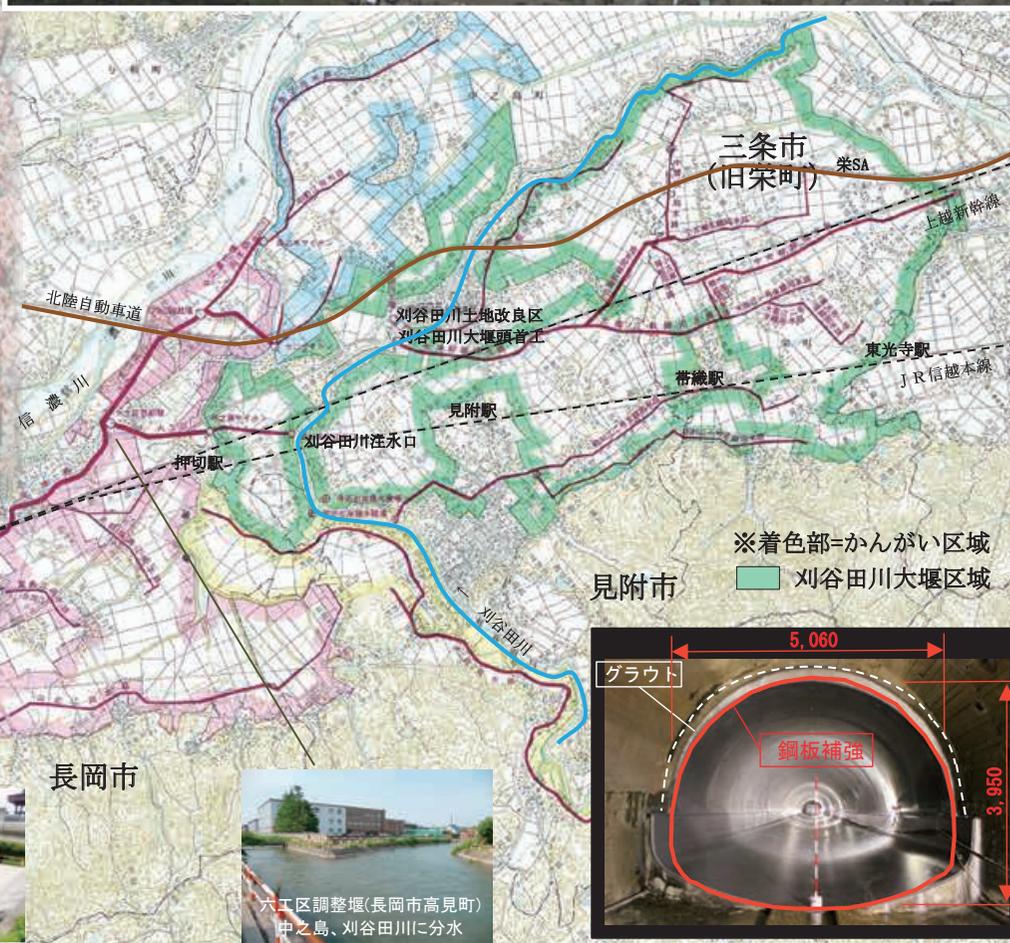
- 水路トンネル諸元  
(本事業実施前)  
断面：幅5.2m、高さ4.2m  
建設年度：昭和28年～昭和40年  
計画流量：約24.282m<sup>3</sup>/s  
福島江用水路総延長 25.4km  
(隧道部 1,010m)



刈谷田川土地改良区と福島江土地改良区は『福島江刈谷田川大堰土地改良区連合』を組織し福島江用水路を管理していますが、最上流の本水路トンネルは50年以上が経過しており、全線にわたり亀裂が生じているほか、トンネルのアーチ部と側壁部の施工継目から漏水が見られ、トンネル構造として一体的に機能していない状況でした。また、築造後の社会的変化により、トンネル地上部には住宅や国道、JRなどの公共交通機関が走りトンネルの陥没による甚大な被害が予想されることから、施設の更新が求められていました。

水路トンネル工事は平成22年度から着工し令和3年度完了しました。馬蹄形トンネル鋼板内巻改修工法を採用し、既設トンネルの内側に鉄板を設置して鉄板とトンネルの隙間にグラウトを注入する工法です。

冬季間の12月から3月まではJRの融雪用水、4月から8月までは農業用水として通水するためトンネル内の施工期間は3か月と限られており、工期短縮のため夜間施行を併用しながら年間80～90mを施行してきました。



用水も限りある資源です。大切に使いましょう。

# 令和4年度 管理期以降における揚水機の間断運転について

日頃より土地改良区業務運営へ格別のご理解とご協力を頂き感謝申し上げます。今年度の取水計画を下記のように策定致しました。新型コロナウイルス蔓延を発端とした物価変動の煽りを受け、電力料金が急激に高騰しております。適正な用水利用に努め、可能な限りの節電にご協力下さる様お願い致します。

基幹的施設におきましては例年にならい許可水利権厳守と電力料金の節約を考慮し、代掻期の水利権が終了する**5月11日以降の送水は原則20時迄**とする予定であります。送水の調整には複数の地区間の用水状況を考慮する必要がありますので、**渇水期に限らず用水への依頼・要望は各地区を総括している代表者を通じてご連絡下さるようお願い致します。**

施設区分			取水開始日 (水利権許可)	休止日ローテーション計画										実施期間
地区名	代表者	施設名		月	火	水	木	金	土	日				
				AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	
福多地区	木村 賢一	福多 1 号 機 場	4月20日~			休				休				
		福多 2 号 機 場	//		休			休						
		福多 3 号 機 場	//	休			休					休		
		福多 4 号 機 場	//				休					休		
		福多 5 号 機 場	//	休				休						
		福多 6 号 機 場	//			休			休					
大和地区	遠藤 強	大和 1 号 機 場	//				休				休			
		大和 2 号 機 場	//	休				休						
		大和 3 号 機 場	//	休			休							
		大和 4 号 機 場	//		休					休				
		大和 5 号 機 場	//			休					休			
川通地区	品川 昭栄	中曾根 揚水機	//		休					休				
		川通 1 号 機 場	//		休					休				
		川通 2 号 機 場	//		休					休				
		川通 3 号 機 場	//	休				休						
		大久保 揚水機	4月26日~		休					休				
		鬼木 揚水機	4月20日~	休					休					
		砂押 揚水機	//	休					休					
大面地区	土地改良区	昭和江揚水機	//				休							
		昭和江支線揚水機	//				休				休			
	原田 勝	大面 1 号 機 場	//				休				休			
		大面 2 号 機 場	//				休				休			
		大面 3 号 機 場	//				休				休			
		大面 4 号 機 場	//	休				休						
大面 5 号 機 場		//				休				休				
大面西部地	渡邊 博之	西部 1 号 機 場	//				休				休			
		西部 2 号 機 場	//				休				休			
見附地区	新井 哲夫	見附 1 号 機 場	//	休				休						
		見附 2 号 機 場	//	休			休							
		見附 3 号 機 場	//				休				休			
		見附 12 号 機 場	//			休					休			
	加藤 久夫	見附 4 号 機 場	//				休				休			
		見附 5 号 機 場	//	休			休							
		見附 6 号 機 場	//		休					休				
		見附 7 号 機 場	//			休				休				
		柳橋 揚水機	//			休				休				
	長橋 悦雄	見附 8 号 機 場	//		休				休					
		見附 9 号 機 場	//			休					休			
見附 10 号 機 場		//	休					休						
見附 11 号 機 場		//		休					休					
川通北地	岩坂 省三	中央第 2 揚水機	4月26日~	休				休						
		今井 揚水機	//	休				休						
		銚子ヶ池揚水機	//	休				休						
刈谷田川左岸区域	久須美 求	圃場区域以外の地域においても右記日程での休止に努めて下さい。	4月1日~	休				休						
刈谷田川右岸区域	各地区代表		4月20日~	休				休						

5月25日  
(水)  
} 取水終了まで

節電対策による  
運転時間調整が  
必要となった場合  
及び異常気象  
等の場合は別途  
協議により決定  
します。

 基幹的施設

※揚水機運転休止日は「朝5時から翌日の朝5時まで」を休止とします。不明の点は各地区の代表者へお問合せ下さい。